

平成15年3月4日

各 位

会社名 加賀電子株式会社
代表者名 取締役社長 塚本 勲
(コード番号 8154 東証第1部)
常務取締役
問合せ先 管理本部長 藤田 弘雄
T E L 03 (3942) 6211

2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成15年3月4日開催の当社取締役会において、2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 加賀電子株式会社2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株
予約権のみを「本新株予約権」という)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の100% (各本社債額面金額1,000,000円)
3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2003年3月24日
5. 募 集 に 関 す る 要 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Nomura International plcを主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買
取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く)における募
集。
なお、幹事引受会社には、2003年3月19日までに当社に通知することにより
本社債額面金額合計額10億円を上限として追加的に本新株予約権付社
債を買取る権利を付与する。
 - (2) 本新株予約権付
社債の発行価格
(募 集 価 格) 本社債額面金額の102.5%
6. 新株予約権に関する事項

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- | | |
|--|--|
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 |
| (2) 発行する本新株予約権の総数 | 4,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数。 |
| (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | <p>本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という)は、今後開催予定の当社取締役会で決定する。</p> <p>2004年3月25日又は2006年3月27日(いずれも日本時間、以下それぞれ「第1決定日」又は「第2決定日」という)まで(当日を含む)の30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額(以下それぞれ「決定日株価」という)が、当該決定日の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に決定した転換価額の修正については2004年4月5日、第2決定日に決定した転換価額の修正については2006年4月6日(いずれも日本時間、以下それぞれ「効力発生日」という)以降、当該決定日株価(但し、各決定日の翌日から適用ある効力発生日までに効力の発生する下記(8)の調整を受ける)に修正される。但し、かかる算出の結果、下限転換価額(以下に定義する)未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、第1決定日に有効な転換価額の80%に相当する価額(但し、第1決定日の翌日から適用ある効力発生日までに効力の発生する下記(8)の調整を受ける)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。</p> |
| (4) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 今後開催予定の当社取締役会で決定する。 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
 転換価額(但し、上記(3) 又は下記(8)によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使期間
 2003年4月7日から2008年3月10日まで
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
 当社が下記7.(4) 、 又は のいずれかにより本社債を繰上償還する場合、又は、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益喪失日以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の調整
 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株あたりの} \\
 \text{発行・処分価額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時} \\
 \text{価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (9) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
 消却事由は定めない。
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い
 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在は3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

7. 社債に関する事項

- (1) 発行総額 40億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額
- (2) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (3) 満期償還 2008年3月24日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。
- (4) 繰上償還

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、当社がBank of Tokyo-Mitsubishi Trust Company(以下「受託会社」という)との間で2003年3月24日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という)の変更によって、各本新株予約権付社債所持人が(本新株予約権が行使可能である期間において)本新株予約権を行使する権利を保有するようにし、かつかかる行使によって受け取ることのできる種類及び数の完全親会社の株式並びにその他の証券及び財産が、かかる所持人が株式交換又は株式移転の効力発生の前にかかると本新株予約権の行使の請求を行ったものと仮定した場合に受け取ったであろう数の当社株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転によって受け取ることのできた種類及び数の完全親会社の株式並びにその他の証券及び財産と同等のものとなるよう、その時点において法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能な限りにおいて最善の努力をするものとする。かかる信託証書の変更が法律上可能でなく若しくは実務的に実行可能でない場合又は最善の努力を尽くしても上記の仕組みを策定できない場合には、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生前に、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

2003年3月24日から2004年3月23日まで	104%
2004年3月24日から2005年3月23日まで	103%
2005年3月24日から2006年3月23日まで	102%
2006年3月24日から2007年3月23日まで	101%
2007年3月24日から2008年3月23日まで	100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

130%コールオプション条項による繰上償還

2006年3月24日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、30連続取引日(終値のない日を除く)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該30連続取引日の末日から30日以内に償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する支払に関し一定の特約に基づく追加金の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

新株予約権付社債所持人による繰上償還請求

本新株予約権付社債所持人は、30日以上60日以内の事前の通知をその保有する本新株予約権付社債券とともに支払代理人である株式会社東京三菱銀行ロンドン支店に預託することによって、当社に対し、2006年2月24日において、その保有する本社債を本社債額面金額で償還することを請求することができる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債の所持人は、当該本社債が償還されることを条件として当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

(5) 買入消却

当社及びその子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当該子会社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権とともに当該本新株予約権付社債に係る本社債に関する権利を放棄することができる。

(6) 本社債の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 本社債の担保又は保証

該当なし

(8) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

(9) 取得格付

該当なし

8. 上場

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。

9. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは当該新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の用途

- (1) 今回調達資金の用途
手取金概算額3,920,000,000円(幹事引受会社の追加買取権が全額行使された場合には4,920,000,000円)については、運転資金に充当する予定です。
- (2) 前回調達資金の用途の変更
該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
金融収支の改善が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努めるとともに株主各位に対する安定かつ継続的な配当の維持を基本方針としております。なお、内部留保金につきましては、ますます変化する経済環境や業界動向に機敏に対応していくための体力強化および新たな事業拡大に活用していく所存であります。
また、役員賞与支給につきましては連結業績を考慮し実施することを基本としております。
- (2) 配当決定にあたっての考え方
当面の配当金額につきましては、当該事業年度の業績および上記の基本方針に基づき、決定しております。
- (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
1株あたり当期純利益	50.33円	122.18円	33.16円
1株あたり年間配当金	15.00円	25.00円	25.00円
実績配当性向	34.8%	20.6%	75.9%
株主資本利益率	4.3%	9.9%	2.8%
株主資本配当率	1.5%	1.9%	2.1%

- (注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

3. その他

- (1) 潜在株式による希薄化情報等
転換価額が未定のため、算出しておりません。

- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
始 値	939円	1,000円	1,259円	1,310円
高 値	1,634円	1,509円	1,699円	2,405円
安 値	795円	1,054円	1,190円	1,440円
終 値	1,168円	1,421円	1,634円	1,510円
株 価 収 益 率	23.2倍	11.6倍	49.3倍	-

- (注) 1. 平成15年3月期の株価については、平成15年2月28日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株あたり当期純利益で除した数値であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。